

議案第 5 号

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程について

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程を別紙のとおり定める。

平成19年10月10日

沖縄県教育委員会

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程

(趣旨)

第1条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の館長（以下「館長」という。）を地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関しては、別に定めるもののほか、この訓令によるものとする。

(任命及び任期)

第2条 館長は、博物館・美術館の管理運営に関し識見及び能力を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 館長の任期は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁文化課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第3条 館長の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第4条 館長の勤務場所は、博物館・美術館とする。

2 館長の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は教育長が別に定める。

3 館長の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第5条 館長は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 館長は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 館長は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 館長は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解任)

第6条 教育委員会は、館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期内でも解任することができる。

(1) 館長の職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 館長として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 任命の必要がなくなったとき。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、館長を非常勤の特別職とした場合における館長の執務等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

1 件名

沖縄県立博物館・美術館館長執務規程

2 制定の経緯及び必要性

平成19年11月1日に、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置することに伴い、非常勤の博物館・美術館館長（以下「館長」という。）の執務規程を定める必要がある。

3 規程案の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館の館長を非常勤の特別職とする場合の館長執務規程の趣旨について定める。(第1条)
- (2) 館長の任命・任期について定める。(第2条)
- (3) 館長の報酬等について定める。(第3条)
- (4) 館長の勤務条件について定める。(第4条)
- (5) 館長の服務について定める。(第5条)
- (6) 館長を解任することができる規定を定める。(第6条)
- (7) この訓令に関し必要な事項の委任について定める。(第7条)

4. 根拠法令

沖縄県立教育機関組織規則

5. 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済